社会保障Ⅰ　7月１２日（水）　5限目16：20～17：50

【公的保険と民間保険の関係】民間保険、企業年金、個人年金の概要　第４章社会保険・社会扶助・民間保険の関係/第３節社会保険と民間保険の現状　p.107-111

●リアクションペーパー＃13

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この回の講義の感想・この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

1社会保険と民間保険の関係について

□これまで関心がなかった。

□関心はあったがよく知らなかった。

□前から関心があり、よく知っていた。

□盛り沢山でよく理解できなかった。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２.民間保険の種類について　その１　生命保険

□生命保険とは？　人の生存また死亡に対して給付を行う民間保険

□死亡保険（終身保険）：死んでから支払いがある。本人、死亡後のリスク保障。

□生存保険：生きているうちに支払いがある＝生存中のリスク保障。年金保険（個人年金）：公的年金とは異なり有期の場合が多い。学資保険：子どもの進学・教育費などを積み立てる。いずれも貯蓄的性格が強い。

□第三分野の保険：生命保険の特約（三大生活習慣病特約、障害特約。入院特約、介護特約、傷害特約など）

□簡易保険（簡保）は1916（T5）年旧郵政省の国営事業。強制加入ではないので公的保険ではなく民間保険に分類。郵政民営化で2007（H19）年に株式会社かんぽ生命保。郵便局の窓口「かんぽ生命」。NHKのラジオ体操の起源は逓信省簡易保険局の販促事業。

３．民間保険の種類について　その２　損害保険

□損賠保険とは？　損害（モノ）・傷害（人身）を中心とした事故に対して給付を行う保険。□元が海上保険・火災保険⇒東京海上火災（現在：東京海上日動火災保険）⇒発展型、住宅総合保険、地震保険。

□自動車保険：自動車損害賠償責任保険（自賠責）、自動車総合保険（任意保険）

□第三分野の保険：日常生活や旅行時の事故やけがに備える（損害保険、ボランティア保険、ペット保険、海外旅行保険など）

４．社会保険と民間保険の違い

□【実施主体】政府または公法人vs.民間企業（株式会社、相互会社、共同組合など）

□【加入】強制加入vs任意加入（ただし、低所得者は負担の関係で入れない）

□【配慮】低所得者への配慮vs.高所得者向け

□【給付】最低限(ナショナル・ミニマム）vs.給付・反対給付均等原理

□【財源】公費負担ありvs.公費負担なし（収支相等の原則）